

## 徳島小松島港中期構想・活性化検討委員会 設置規約

### (名 称)

第1条 本会は、徳島小松島港中期構想・活性化検討委員会（以下「委員会」という。）と称する。

### (目 的)

第2条 委員会は、徳島小松島港の長期的なイメージを構想し、長期的なイメージに至るまでの中期的な整備計画としての行動計画を含む、中期構想を立案するものとする。さらに、長期的なイメージ及び中期構想案との整合を図りつつ、徳島小松島港小松島港区（以下、小松島港区）における活性化プランを立案することを目的とする。

### (構成員)

第3条 委員会は、別紙に掲げる委員をもって構成する。ただし、必要に応じ構成員以外の者の出席を求めることができる。

### (座 長)

第4条 委員会に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 座長は会務を総括し、委員会の議長となる。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名した者がその職務を代理する。

### (会 議)

第5条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 座長が必要と認める場合は、委員以外の出席を求める事ができる。

### (委員会の公開)

第6条 委員会については、公開とする。

2 委員会に提出された資料及び議事概要については、公開とする。

### (ワーキンググループ)

第7条 委員会に、小松島港区活性化プランの検討を行うためのワーキンググループ（以下「WG」という。）を設ける。

### (アドバイザー)

第8条 委員会及びWGは、委員会の委員を中心に構成する他、必要に応じて会議にアドバイザーを出席させ、専門的な助言及び意見等を求めることができる。

### (設置期間)

第9条 委員会の設置期間は、第2条に掲げる目的が達成するまでの間とする。

(事務局)

第10条 委員会及びWGに別表の事務局を置く。

(雑則)

第11条 この規約を改正する必要があると認められる場合は、本会議で検討する。

第12条 この規約に定めるもののほか、本会議の運営に関し必要な事項は、本会議で検討する。

附 則

本規約は、平成30年9月26日から施行する。

## 徳島小松島港中期構想・活性化検討委員会 委員一覧

(敬称略、順不同)

所 属	職 名	氏 名	備 考
徳島大学	教授	山中 英生	
徳島大学	助教	尾野 薫	
阿南工業高等専門学校	准教授	加藤 研二	
一般社団法人 徳島県トラック協会	会長	粟飯原 一平	
徳島県商工会議所連合会 徳島小松島港振興協会	会長	中村 太一	
徳島小松島港運協会	会長	端村 欣示	
徳島県木材協同組合連合会	理事長	松田 功	
徳島県内航海運組合	理事長	村田 泰	
小松島商工会議所	会頭	安平 剛之	
一般財団法人 徳島県観光協会	理事長	矢田 博嗣	
四国運輸局交通政策部	部長	中本 隆	
四国地方整備局港湾空港部	部長	宮島 正悟	
四国地方整備局小松島港湾・空港整備事務所	所長	小田 幸伸	
徳島県	政策監補	瀬尾 守	
徳島市都市整備部	部長	都築 伸也	
小松島市産業建設部	部長	佐藤 文幸	

### (事務局)

徳島小松島港中期構想・活性化検討委員会	四国地方整備局小松島港湾・空港整備事務所
	徳島県県土整備部運輸政策課
同委員会 ワーキンググループ	徳島県県土整備部運輸政策課
	小松島市産業建設部商工観光課